

# 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第二号

昭和六十二年三月四日(水曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長

竹内  
黎一君

理事 愛野興一郎君  
理事 久間 章生君  
理事 藤原 房雄君  
上草 義輝君

理事 麻生 太郎君  
理事 古賀 誠君

尾形 智矩君

古賀 正浩君

鳩山由紀夫君

三原 朝彦君

吉井 光照君

児玉 健次君

柴田 隆夫君

児玉 健次君

柴田 隆夫君

児玉 健次君

田村 元君

平井 卓志君

棚橋 祐治君

加藤 昭六君

高橋 達直君

山本 幸助君

通商産業大臣官房長官

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省立地公害局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭部長

労働大臣官房長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長高齢者対策部室長

商工委員会調査倉田 雅広君

出席政府委員

通商産業大臣

労働大臣

通商産業大臣官房長官

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省立地公害局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭部長

労働大臣官房長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長高齢者対策部室長

商工委員会調査倉田 雅広君

出席國務大臣

通商産業大臣

労働大臣

通商産業大臣官房長官

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省立地公害局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭部長

労働大臣官房長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長高齢者対策部室長

商工委員会調査倉田 雅広君

委員外の出席者

田村 通

石炭対策特別委員会議録第二号

昭和六十二年三月四日

委員の異動

一月二十六日

辞任

山下 德夫君

白井日出男君

補欠選任

白井日出男君

鳩山由紀夫君

同日

辞任

児玉 健次君

補欠選任

柴田 隆夫君

児玉 健次君

柴田 隆夫君

児玉 健次君

田村 元君

平井 卓志君

棚橋 祐治君

加藤 昭六君

高橋 達直君

山本 幸助君

通商産業大臣官房長官

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省立地公害局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭部長

労働大臣官房長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長高齢者対策部室長

商工委員会調査倉田 雅広君

出席政府委員

通商産業大臣

労働大臣

通商産業大臣官房長官

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省立地公害局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭部長

労働大臣官房長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長高齢者対策部室長

商工委員会調査倉田 雅広君

商業大臣。

○田村國務大臣 第百八回国会における衆議院石炭対策特別委員会の御審議に先立ち、石炭政策につきまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

最近の我が国石炭鉱業をめぐる環境は、国際エネルギー需給が緩和基調に推移する中で、円高の急激な進行を背景に内外炭価格差が大幅に拡大し、また多くの需要業界の経営動向が悪化するなど極めて厳しいものがあります。

こうした状況を踏まえて、昨年十一月、第八次石炭政策に関する石炭鉱業審議会の答申がおされたのであります。答申では、今後の国内炭のあり方として、需要動向をも十分勘案した生産体制とすべきであり、このため、地域経済・雇用への影響を緩和しつつ、国内炭の生産規模を段階的に縮小して、最終的にはおおむね一千万トンの供給規模とすることが適当であると提言されました。

政府といたしましては、この答申を踏まえ、石炭業界の自己努力を前提に、需要業界の協力も得つつ、第八次石炭政策を的確に遂行していく所存であります。

まず、稼行石炭対策といたしましては、過剰在庫を調整するための貯炭管理制度の創設、石炭鉱山規模縮小交付金の創設等により、生産規模を円滑に縮小していくとともに、保安助成の拡充により生産の大前提である保安の確保に万全を期する考えであります。

次に、開山対策、離職者対策、地域対策につきましては、生産体制の集約化に伴う地域経済・雇用に及ぼす重大な影響にかんがみ、関係各省庁挙げて最善の努力を尽くす考え方であります。

ささらに、鉱事対策、産炭地域振興対策につきましては、從来からの対策の趣旨を尊重し、引き続いではありますので、順次これを許します。田村通

ります。

なお、海外炭の長期安定的な確保に努めるとともに、石炭利用技術につきましても、中長期的観点から、その開発に努めていく考えであります。

政府といたしましては、これらの施策を実施するため、昭和六十二年度の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計、電源開発促進対策特別会計のそれぞれの予算案において、所要の財政措置を講じております。

また、これらの財政措置とともに、今国会におきまして、第八次石炭政策の実施に必要な石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を提出いたし、石炭鉱業合理化臨時措置法等の石炭鉱業の新たなる秩序の形成に向けて進んでいくことを必要といたします。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

今後の我が国石炭鉱業の歩むべき道は、極めて厳しいものがあると思われますが、石炭鉱業の最大限の自己努力、需要業界のぎりぎりの協力、及び政府、地方公共団体の適切な支援により、石炭鉱業の新たな秩序の形成に向けて進んでいくことを必要といたします。

私はいたしましては、このような状況のもとに、おきまして、石炭政策の遂行に全力を挙げて取り組む所存でございますので、委員各位におかれましては、今後とも何とぞよろしく御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

申し述べ、委員長を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○竹内委員長 次に、平井労働大臣。

○平井國務大臣 第百八回国会における衆議院石炭対策特別委員会の御審議に先立ち、石炭鉱業における当面の労働問題につきまして、一言所信を申し述べ、委員長を初め、国民の皆様の御理解と

御協力をお願い申し上げます。

現在、我が国の石炭鉱業につきましては、総合的なエネルギー政策の観点から国内資源としての

石炭の有効活用を図るため、関係者が一丸となつて努力を続けておられるところがありますが、石炭鉱業を取り巻く環境は、採掘条件の悪化、田高基調の定着等による内外炭価格差の拡大等非常に厳しい状況にあります。

このため、政府におきましては、昨年十一月の石炭鉱業審議会の答申を踏まえ、今後の石炭政策を推進していくこととしておりますが、答申においては、国内炭生産規模の段階的縮小等が示されたことは既に御案内のとおりであります。

今後の石炭政策を円滑に推進していくために、今後とも関係機関が一層連携を密にして石炭政策を推進していくことが必要であります。同時に、石炭鉱業の関係労使におかれましても、より一層の努力を重ねられ、経営基盤の確立及び労働者の雇用の安定に努められることが肝要であると考えております。

また、石炭鉱業における労働者の雇用の安定とあわせて、保安の確保や労働環境等の整備を進めることにより、炭鉱労働者の就業の安全と福祉の向上を図る必要があります。

このため、労働省いたしましては、炭鉱離職者対策の基本となる炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限をさらに五年間延長するための法律案を今国会に提案しているところであります。この法律案の速やかなる御審議、御採択を得て、この法律に基づく各般の援護措置を積極的に活用し、かつ、過去の離職者対策の経験を十分に生かしつつ、厳しい経済環境の中ではありますが、今後とも炭鉱離職者の方々の再就職の促進に万全を期してまいり所存であります。

なお、昨年十一月に石炭鉱業を特定不況業種・

特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法に基づく特定不況業種として指定し、関連下請企業の労働者も含めて、その雇用の安定対策を講ずるとともに、労働省に炭鉱離職者対策本部を設置し、離職者対策に万全を期することとしているところであります。

さらに、じん肺等に関する健康診断の徹底、労

災害保険制度の適正な運用等を通じて労働者の保護に努めてまいりたいと考えております。

当面問題となつております三菱石炭鉱業株式会社では、長崎県の炭鉱離職者対策本部と密接な連携をとりながら総合的な諸施策の推進に努めるとともに、現地高島には臨時職業相談所を開設し、離職者の方々の再就職の促進に努めています。

以上、石炭鉱業における当面の労働問題につきまして、所信の一端を申し上げました。私は、労働行政に寄せられている国民の期待にこたえ、活力ある豊かな経済社会を実現していくため、政府の経済政策や産業政策と密接な連携をとりながら、地方公共団体とも緊密な協力関係を保つつ、厳しい雇用情勢に對処し、労働者の雇用の安定を図る等、山積している課題への解決に向けて全力を挙げてまいります。

委員長初め委員各位の格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上を國る必要があります。

○竹内委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。田村通商産業大臣。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○田村国務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の我が国石炭鉱業をめぐる環境は非常に嚴

しいものとなつております。すなわち、国際エネルギー需給が緩和基調で推移している中、昨年来大幅に拡大しております。また、これまで国内炭の引き取りを行つてきた需要業界の多くが円高等によりその経営について厳しい対応を迫られています。

このような現状を踏まえ、昨年十一月、石炭鉱業審議会の答申が出されたところであります。答申では、今後は、需要動向をも十分勘案した生産体制とすべきであるとし、このため、地域経済・雇用への影響を緩和しつつ、国内炭の生産規模を段階的に縮小して、最終的にはおむね一千万トンの供給規模とすることが適當であるとされております。

政府いたしましては、答申の趣旨を尊重し、国内炭の生産体制の円滑な集約化を行うこととしておりましたが、第八次石炭政策の実施に当たっては、現行の石炭関係四法について、期限の延長等所要の改正を行う必要があるため、このたび、本法律案を提案いたした次第であります。

次に法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正であります。その改正の第一点は、同法の廃止期限を昭和六十一年度末から昭和六十六年度末に変更することとあります。この改正は、さきに申し述べました国内炭の生産体制の集約化を円滑に行うためには五年程度の対策期間が必要であるという趣旨に基づくものであります。

第二点は、貯炭管理制度の実施に必要な規定の整備であります。今後生産体制の集約化を円滑に進めるためには、貯炭管理制度を創設し、一時的な需給ギャップに適切に対処することによつて、国内炭の適正な供給の確保があります。このため、同法の目的に「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずること」とを追加するとともに、石炭鉱業合理化基本計画等において本措置に関する事項を定めることとし、また、新エネ

ルギー総合開発機構の業務に貯炭管理会社に対する資金の出資及び貸し付けの業務を追加することとしております。

第三点は、石炭鉱山規模縮小交付金の交付についても規定の整備であります。これは、新エネルギー規制縮小を行つたため、一定以上の規制縮小を行う炭鉱に対して規制縮小交付金を交付することとしております。

第二に、石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正であります。同法は、石炭企業の経理の適正化を図るために、所要の規制を行ふことを内容とするものであります。

今回、同法の廃止期限を石炭鉱業合理化臨時措置法に合わせて昭和六十六年度末まで延長するものとされています。同法は、終閉山等の際に地元中小企業者に生じる影響を緩和するため、一般の中小企業信用保険の特例等を定めるものであり、同法の廃止期限についても昭和六十六年度末まで延長することとしております。

第四に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正であります。

同法は、石炭対策、石油対策、石油代替エネルギー対策を実施するため、所要の財政措置を定めるものであります。今回の改正の第一点は、同法の廃止期限を昭和六十六年度末まで延長することとあります。第二点は、事態の推移に弾力的に対応しつつ第八次石炭政策を円滑に実施するため、昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定の負担において借入金をすることがあります。第二点は、事態の推移に弾力的に対応しつつ第八次石炭政策を円滑に実施するため、昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定の負担において借入金をすることがあります。第二点は、事態の推移に弾力的に対応しつつ第八次石炭政策を円滑に実施するため、昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定の負担において借入金をすることがあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよ





機構は、次の表の上欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日数分の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金に相当する金額（政令で定める場合にあつては、雇用期間を基準として通商産業省令で定める金額（政令で定める金額）を支払わなければならぬ。	三十日
---	-----

（石炭供給安定資金の出資及び貸付け）第三十六条の二十八 石炭供給安定資金の出資は、石炭供給安定事業を行う法人であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して通商産業省令で定める基準に適合するものについて行うものとする。	三十日
--	-----

3 石炭供給安定資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、六月を超えない範囲内において政令で定める期間とする。	三十日
--	-----

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。 （石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正） 第一条 石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十一年四月一日施行）の一部を次のように改正する。	附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。
---	--

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対して再就職に関する援護その他の措置を引き続き講ずるため、炭鉱離職者臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



昭和六十二年三月七日印刷

昭和六十二年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局